

情個審第881号
令和元年7月9日

弁護士 山中 理司 様

情報公開・個人情報保護審査会



理由説明書の写しの送付及び意見書又は資料の提出について（通知）

下記1の諮問事件について、別添のとおり、当審査会に諮問庁から提出された理由説明書の写しを送付します。

また、あなたは、下記1の諮問事件について、情報公開・個人情報保護審査会設置法第11条の規定に基づき、当審査会に対し、意見書又は資料を提出することができますが、当審査会において、下記2のとおり提出期限を定めたので、通知します。

記

1 濟問事件

濟問番号：令和元年（行情）濟問第116号

事件名：裁判所における所持品検査の必要性について財務省が作成又は取得した文書（平成30年度予算に関するもの）の開示決定に関する件（文書の特定）

2 意見書又は資料の提出期限等

① 提出期限

令和元年7月30日（火）

② 提出方法

任意の様式により作成した書面を、持参するか、郵送又はファックスで情報公開・個人情報保護審査会事務局に提出してください。

また、提出された意見書又は資料は、情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、又は同条第2項の規定による閲覧をさせることができますので、その適否についてのあなたのお考え

を、別紙「提出する意見書又は資料の取扱いについて」に記入し、意見書又は資料に添付してください。

なお、別紙において、諮問庁に対し、送付をし、又は閲覧をさせることにつき「差支えがない」旨の回答のあった意見書又は資料については、調査審議の効率化、争点の明確化等の観点から、特段の事情のない限り、諮問庁に対し、その写しを送付することとしますので、御了承願います。

情報公開・個人情報保護審査会事務局

〒100-0014

東京都千代田区永田町1-11-39

永田町合同庁舎5階

電話03-5501-1749

FAX03-3502-0035

(別 紙)

令和元年（行情） 諒問第116号

提出する意見書又は資料の取扱いについて

情報公開・個人情報保護審査会 御中

令和 年 月 日

氏名 _____

この度情報公開・個人情報保護審査会に提出する意見書又は資料を、 諒問庁に対し、 情報公開・個人情報保護審査会設置法第13条第1項の規定による送付をし、 又は同条第2項の規定による閲覧をさせることは、

- 差支えがない。
- 適当ではない。

(適当ではない理由)

理由説明書

1. 経緯

(1) 平成31年2月27日付（受付同年3月1日）、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下、「法」という。）第3条に基づき、審査請求人から財務大臣に対し、以下の行政文書について開示請求が行われた。

【行政文書の名称】

裁判所における所持品検査の必要性について、財務省が作成し、又は取得した文書
（平成30年度予算に関するもの）

(2) これに対して、財務大臣は、法第9条第1項の規定に基づき、平成31年3月27日付財計第1412号により、開示決定（以下、「原処分」という。）を行った。

(3) この原処分に対し、平成31年4月5日付（受付同年4月8日）、行政不服審査法第2条に基づき、審査請求が行われたものである。

2. 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、審査請求書の記載によると以下のとおりである。

裁判所の庁舎入口で一律に所持品検査を行う場合、1箇所当たり年間で数千万円が必要となるところである。

例えば、大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の場合、本館の正面玄関、別館の正面玄関及び新館の正面玄関の3箇所で所持品検査を実施しているところ、そのための費用は平成30年度で1億2199万1038円となっている。

そのため、裁判所の庁舎入口で一律に所持品検査を行う必要性を説明する資料として、該当箇所がわずか2頁しかない「平成30年度新しい日本のための優先課題推進枠説明資料」（以下、「本件対象文書」という。）以外にも対象となる行政文書が存在するといえる。

3. 諒問庁としての考え方

本件については、財務省（以下「処分庁」という。）に対し、平成31年2月27日付（受付同年3月1日）で「裁判所における所持品検査の必要性について、財務省が作成し、又は取得した文書（平成30年度予算に関するもの）」を開示請求内容とする行政文書開示請求書が提出されたもの。

処分庁において文書探索を行った結果、開示請求内容に該当する文書として、本件対象文書を特定し、平成31年3月27日付で原処分を行ったものである。

この原処分に対して審査請求人より、「裁判所の庁舎入口で一律に所持品検査を行う

場合、1箇所当たり年間で数千万円が必要となるところである。そのため、裁判所の庁舎入口で一律に所持品検査を行う必要性を説明する資料として、本件対象文書以外にも対象となる文書が存在する。」旨主張された審査請求があった。

これに対し、「裁判所の庁舎入口で一律に所持品検査を行う必要性を説明」する行政文書があるとすれば、平成30年度分の「概算要求書（裁判所・警察庁・法務省）」及び「概算要求資料（裁判所・警察庁・法務省）」に本件請求に係る文書が編綴されている可能性があると考えられたことから、平成30年度分の「概算要求書（裁判所・警察庁・法務省）」及び「概算要求資料（裁判所・警察庁・法務省）」を対象として実際にその中身を確認する作業を行ったが、請求内容に該当する行政文書の保有は、本件対象文書の他に確認できなかった。

なお、審査請求人からは「裁判所の庁舎入口で一律に所持品検査を行う場合、1箇所当たり年間で数千万円が必要」、「大阪高等・地方・簡易裁判所合同庁舎の場合、所持品検査の費用として平成30年度で1億2199万1038円となっている」とする旨の主張があり、所持品検査は庁舎の管理業務に含まれている可能性があるため、再度の確認作業にあたっては、所持品検査を包含する庁舎の管理業務全体に係る文書についても請求内容に該当する文書の存在がないかという観点から、裁判所の庁舎の維持管理に必要な経費に係る文書も含めて改めて確認作業を実施したが、請求内容に該当する文書は本件対象文書の他に確認できなかった。

上記のことから、原処分は、必要な文書探索を行ったうえで、保有が確認できた本件対象文書の開示決定を行ったものと考える。

4. 結論

以上のことから、財務大臣が法第9条第1項に基づき行った原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものと考える。

（以上）